



土地改良区だより

令和8年6月発行

にいがたきた 第12号



福島潟の原風景

新潟北土地改良区

新潟市北区森下250番地1

TEL (025) 387-2452

FAX (025) 387-2746

E-mail: niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

http://niigatakita.com/



土地改良区の現況 (R8.4.1現在)

賦課 地積	田 畑	4,041 ha 162 ha
組合 員数	3,769 人	

目次	理事長あいさつ	2
	臨時総代会、通常総代会の報告	3
	令和6年度 収支決算報告	4
	新総代・役員紹介	6
	事業区別担当理事区域図	8
	令和8年度 収支予算報告	10
	令和8年度 賦課額一覧表	11
	令和8年度 転用決済金一覧表	12
	令和8年度 新規事業計画	13
	お知らせ・お願い	14
	賦課金納入期限のお知らせ	16

理事長挨拶



理事長 加藤 豊

「土地改良区だより」発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
組合員の皆様には、日頃より土地改良区の運営事業推進にご理解
とご協力いただき厚く御礼申し上げます。さて、今年は2月に総代、
3月に役員の任期満了に伴う総選挙が執行されました。

この4月からは新しい陣営でのスタートとなり、引き続き私が理
事長に選出されました。甚だ微力ではありますが精一杯努めて参りま
すので、皆様から一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

いま田んぼでは、田植えの最盛期を迎えていますが、管内を見渡
すと以前とは違う風景に感じるのは私だけでしょうか。例年この時
期（5月中旬頃）には8割、9割方の田植えが終わり、一面に青田

が広がっているのですが、いまだ、耕起や代かきもされていない圃場がかなり目立ちます。これは離
農者が増え、委託に出された農地が増加したことの表れではないかと感じています。統計によると、
農家数はこの20年間で120万戸も減少しました。この事実は現在の米不足、いわゆる「令和の米騒動」
にも繋がっています。さらに「主食の安定供給を市場原理に委ねる食料政策の脆弱さが露呈したと言
える。食料の海外依存からの脱却は、市民の食の主権の観点や世界の貧困層の暮らしのためにも不可
欠だ。このまま米問題を放置することは好ましくない」などと発言される大学教授などもおります。
また、農業新聞によれば、昨年度の農業事業者の倒産件数は、前年度比14.1%増となり過去30年間で
最高の105件、負債総額は前年度比2倍以上の約422億円もの金額になっております。全職種の企業倒
産件数も昨年に続き1万件を超え、4年連続増加しております。

これは何を意味するのでしょうか。農業倒産については、適正価格に向けたコスト指標なども踏ま
え、「販売価格に転嫁できる環境」になることが、倒産件数を減らす上で重要だと指摘されています。
昨年の米価は今までにない高水準で取引され、農家もホッと一息ついた感がありました。政府も増産
へ政策転換し、将来に少し希望が見えたかと思った矢先に、現在の政府は「需要に応じた生産を」と
元の政策に戻るような姿勢を見せており、生産現場では困惑が広がっています。

さらに、今年の米価は大幅な下落が予想されるなかで、中東情勢による諸物価や農業用資材の高騰
が我々にのしかかり「ダブルパンチ」になるのではないかと危惧しているところです。

このように我々農業者を取り巻く情勢は大変厳しいものがありますが、今後も持続的な地域農業の
発展のために、土地改良区の果たす役割はますます重要になってきています。

このことを肝に銘じ、今後も役職員一同力を合わせて業務運営にあたりますので、ご支援とご協力
をお願いするとともに、皆様のご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



第7回臨時総代会

日 時：令和7年10月25日（土） 場 所：新潟北土地改良区 大会議室
 現在数 / 57名 出席者数 / 45名 欠席者数 / 12名 出席率 / 78%

議 事

- 第1号議案 令和6年度 事業報告の承認について
- 第2号議案 令和6年度 収支決算書の承認について
- 第3号議案 令和6年度 財産目録の承認について
- 報 告 監 査 報 告
- 第4号議案 定款及び定款付属書役員選挙規程の一部変更議決について
（不承認1名）
- 第5号議案 令和7年度 新規災害復旧事業（落雷災害）の実施議決について
- 第6号議案 令和7年度 新規県単農業農村整備事業の実施議決について
- 第7号議案 令和7年度 専決処分の報告並びに承認について
- 第8号議案 令和7年度 一般会計収支補正予算の議決について
- 第9号議案 土地改良区財産の処分議決について
- 第10号議案 賦課金不納欠損処理の議決について
- 第11号議案 国営土地改良事業「阿賀野川用水地区」の円滑な推進要望の議決について
（不承認1名）



議長
和田 弥 総代

第9回通常総代会

日 時：令和8年3月14日（土） 場 所：新潟北土地改良区 大会議室
 現在数 / 60名 出席者数 / 58名 欠席者数 / 2名 出席率 / 96%

議 事

- 第1号議案 令和7年度 新規大区画化等加速化支援事業、水利施設等
保全高度化事業の実施及び繰越議決について
- 第2号議案 令和7年度 新規団体営基幹水利施設ストックマネジメント
事業（笠柳第2地区）の実施及び繰越議決
について
- 第3号議案 令和7年度 一般会計専決処分の報告並びに承認について
- 第4号議案 令和7年度 一般会計の収支補正予算議決について
- 報 告 令和7年度 中間監査報告について
- 第5号議案 定款及び規約、会計細則の一部変更議決について
- 第6号議案 令和8年度 事業計画について
- 第7号議案 令和8年度 新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施議決について
- 第8号議案 令和8年度 一般会計収支予算議決について
- 第9号議案 賦課金の賦課及び徴収方法等の議決について
- 第10号議案 一時借入金の議決について
- 第11号議案 歳計現金の預入先議決について
- 第12号議案 役員報酬等の議決について
- 選挙第1号 役員（理事・監事）総選挙について



議長
倉島 正春 総代

令和 6 年度

収支決算書総括表

令和 7 年 3 月 3 1 日 現在

収入科目	決算額（円）	支出科目	決算額（円）
1.土地改良事業収入	441,790,573	1.土地改良事業費支出	448,803,277
2.附帯事業収入	25,341,124	2.附帯事業費支出	0
3.特定資産運用収入	4,924,934	3.一般管理費支出	185,011,965
4.補助金等収入	142,758,185	4.土地改良事業負担金支出	96,350,704
5.交付金収入	75,680,000	5.借入金返済支出	9,376,305
6.業務受託料収入	16,855,215	6.支払利息	154,839
7.雑収入	5,918,135	7.特定資産積立支出	46,128,624
8.特定資産取崩収入	105,657,207	8.雑支出	0
9.固定資産売却収入	125,856	9.他会計繰出金	0
10.他会計繰入金	0	10.予備費	0
11.繰越金	169,779,454		
収入合計	988,830,683	支出合計	785,825,714

☆ 4.補助金等収入には、新潟市からの補助金が含まれております。

令和 6 年度

正味財産増減計算書

令和 7 年 3 月 3 1 日 現在

科 目	金 額（円）	科 目	金 額（円）
I 一般正味財産増減の部		2. 経常外増減額の部	△167,880
1. 経常増減の部	△282,413,915	(1) 経常外収入（過年度修正益）	2
(1) 経常収入	950,763,255	(2) 経常外支出	167,882
土地改良事業収入	444,740,691	固定資産売却損	13,041
附帯事業収入	25,341,124	支払利息	154,839
特定資産運用収入	424,934	過年度修正(損)	2
受取補助金等	201,618,408		
受取交付金	50,720,000	当期一般正味財産増減額	△282,581,795
受取業務受託料	16,855,215	一般正味財産期首残高	5,024,642,258
雑収入	4,440,303	一般正味財産期末残高	4,742,060,463
固定資産受贈益	206,622,580		
他会計繰入金	0	II 指定正味財産増減の部	
		1.一般正味財産への振替額	△265,482,803
(2) 経常支出	1,233,177,170	当期指定正味財産増減額	△265,482,803
土地改良事業費支出	431,865,277	指定正味財産期首残高	2,472,315,222
減価償却費	547,849,012	指定正味財産期末残高	2,206,832,419
一般管理費	157,112,177		
土地改良事業負担金	96,350,704		
他会計繰出金	0	III 正味財産期末残高	6,948,892,882

令和 6 年度 貸借対照表

令和 7 年 3 月 3 1 日 現在

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
I 資産の部	7,355,160,798	II 負債の部	406,267,916
1.流動資産	488,011,442	1.流動負債	294,424,521
現金及び預金	376,522,617	未払金	279,685,287
未収賦課金等	2,950,118	賞与引当金	6,644,166
その他未収金	106,167,639	適正化事業拠出金短期未払金	4,290,000
立替金	2,371,068	防災減災事業短期未払金	1,434,000
2.固定資産	6,867,149,356	その他流動負債	2,371,068
(1)基本財産（宅地及びその従物）	11,503,700	2.固定負債	111,843,395
(2)特定資産	6,801,689,848	公庫資金等長期借入金	2,012,209
所有土地改良施設	5,478,754,926	その他の長期借入金	3,244,051
土地改良施設用地等	348,338,703	適正化事業拠出金長期未払金	5,784,000
受託土地改良施設使用収益権	112,735,616	防災減災事業長期未払金	3,084,000
財政調整積立資産	554,276,121	職員退職給与引当金	95,791,638
職員退職給付引当積立資産	27,361,855	役員退任慰労引当金	1,927,497
役員退任慰労金積立資産	1,935,000		
転用決済金積立資産	264,293,607	Ⅲ 正味財産の部	6,948,892,882
農道補修機械更新積立資産	13,994,020	1.指定正味財産	2,206,832,419
(3) その他固定資産	53,955,808	受取補助金等	733,223,622
土地	8,998,413	所有土地改良施設受贈益	1,473,608,797
建物	33,240,680	（うち基本財産への充当額）	
車両運搬具	684,442	（うち特定資産への充当額）	(2,206,832,419)
器具備品	64,969	2.一般正味財産	4,742,060,463
備品等	50,239	（うち基本財産への充当額）	(11,503,700)
適正化事業拠出金	660,000	（うち特定資産への充当額）	(4,523,995,734)
長期未収賦課金	1,356,065		
出資金	1,301,000		
長期貸付金	7,600,000	負債及び正味財産合計	7,355,160,798

監 査 報 告 書

新潟北土地改良区定款第22条の規定により、令和 7 年 8 月21日、22日の 2 日間にわたり、令和 6 年度の業務及び財務状況を監査したので、その結果を報告します。

★総評

- 全体として、良好に運営されていると認める。
- 国の無通告検査が実施され、指摘事項が 2 点ほどありました。複式簿記への移行後、まだ不慣れな中とはいえ公金を扱う以上、いつ検査が入っても良いような体制を速やかに整えて頂きたい。
- 経費削減としての電子化（ペーパーレス化）については、組合員の実態も考慮し進めて頂きたい。

新潟北土地改良区

総括監事
監 事
監 事

曾 我 権 次
皆 川 芳 衛
五十嵐 勇

新 総 代 紹 介

任期満了に伴う総代総選挙が、令和8年2月19日に執行されました。
各選挙区とも立候補者が定数となりましたので、選挙は行わず無投票
で総代60名の当選が確定し、令和8年3月6日に就任いたしました。
今後4年間よろしくお願いいたします。



総代総選挙管理者
金子 精一 様

(令和8年3月6日就任・令和12年3月5日任期満了)

選挙区	総代氏名		住所
第1選挙区 (32名)	高崎 一淑		新井郷
	恩田 力一	再任	上大月
	小黒 渉	再任	長場
	五十嵐 富弥		大瀬柳
	松本 正明		浦木
	阿部 清夫	再任	長戸
	首藤 博史		平林
	星山 正一	再任	長戸呂
	高橋 俊一		大月
	倉島 正春	再任	太子堂
	蒲木 均	再任	長場
	佐藤 誠		女池
	丸山 亮		新鼻
	斎藤 政則		十二
	山崎 俊文	再任	灰塚
	高橋 正明	再任	内沼
	小林 英樹	再任	十二
	関 清人	再任	上堀田
	大野 明雄		高森新田
	川瀬 啓輔	再任	上土地亀
	岩橋 敏之		森下
	佐藤 聡		内沼
	山崎 剛	再任	高森
	大川 豊志		内沼
	山岸 学		大月
	土田 健一	再任	高森新田
	石山 誠一	再任	里飯野
	陸 均		岡新田
	原 三則	再任	太子堂
	丸山 英一	再任	新鼻
	星野 健介	再任	下土地亀
	後藤 周衛		大迎

選挙区	総代氏名		住所
第2選挙区 (8名)	岩名 吉明		嘉山
	折笠 孝男	再任	太田
	横山 道成		上黒山
	桐生 浩		松影
	山田 賢一	再任	城山
	山田 猛		下黒山
	小林 啓介	再任	中黒山
	小川 和寛	再任	葛塚

選挙区	総代氏名		住所
第3選挙区 (20名)	佐藤 政己	再任	木崎
	阿部 拓朗		新崎
	和田 耕作	再任	横土居
	大塚 克洋		新崎
	豊島 辰也	再任	樋ノ入
	渡邊 一英	再任	木崎
	織田 君雄		下大谷内
	宇田 克洋	再任	下早通
	金井 均	再任	松潟
	大島 宗徳		濁川
	小林 義信		早通
	坂井 正幸		須戸
	幸内 和弘		鳥屋
	新田 幸男		横井
	豊崎 賢一		新崎
	伊藤 正利		浦ノ入
	帆刈 勝彦	再任	笠柳
	寺尾 清忠	再任	笹山
	須藤仁一郎		下早通
	三浦 修	再任	木崎

新役員紹介



役員総選挙管理者
帆刈 勝彦 総代

任期満了に伴う役員総選挙が令和8年3月14日に執行されました。第1、第2被選挙区とも候補者が定数となりましたので、選挙は行わず無投票で役員16名の当選が確定し、令和8年4月1日に就任いたしました。

役員一同、組合員の皆様のために、土地改良区の運営や事業の推進に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

(令和8年4月1日就任・令和12年3月31日任期満了)

職 名	氏 名	被 選 挙 区	住 所	期 数
理 事 長	加 藤 豊	第1被選挙区	嘉山	3期目
副理事長	山 田 進	第2被選挙区	太田	3期目
第1理事	登 石 春 雄	第1被選挙区	下土地亀	3期目
第2理事	熊 倉 守	第2被選挙区	樋ノ入	2期目
第3理事	相 馬 富 男	第1被選挙区	山飯野	3期目
第4理事	渡 邊 豊	第1被選挙区	長戸呂	3期目
第5理事	小 柳 覚	第2被選挙区	横土居	2期目
第6理事	稲 村 賢	第1被選挙区	高森新田	2期目
第7理事	新 保 和 正	第2被選挙区	鳥屋	2期目
第8理事	皆 川 芳 衛	第2被選挙区	名目所	1期目
第9理事	笹 川 芳 樹	第2被選挙区	太田	1期目
第10理事	関 清 人	第1被選挙区	上堀田	1期目
第11理事	宮 尾 浩 史	第1被選挙区	大月丙	1期目

<理事定数15名>

職 名	氏 名	被 選 挙 区	住 所	期 数
総括監事	五 十 嵐 勇	第2被選挙区	葛塚	2期目
第1監事	本 間 松	第2被選挙区	下大谷内	1期目
第2監事	赤 塚 拓 哉	第1被選挙区	下土地亀	1期目

<監事定数3名>

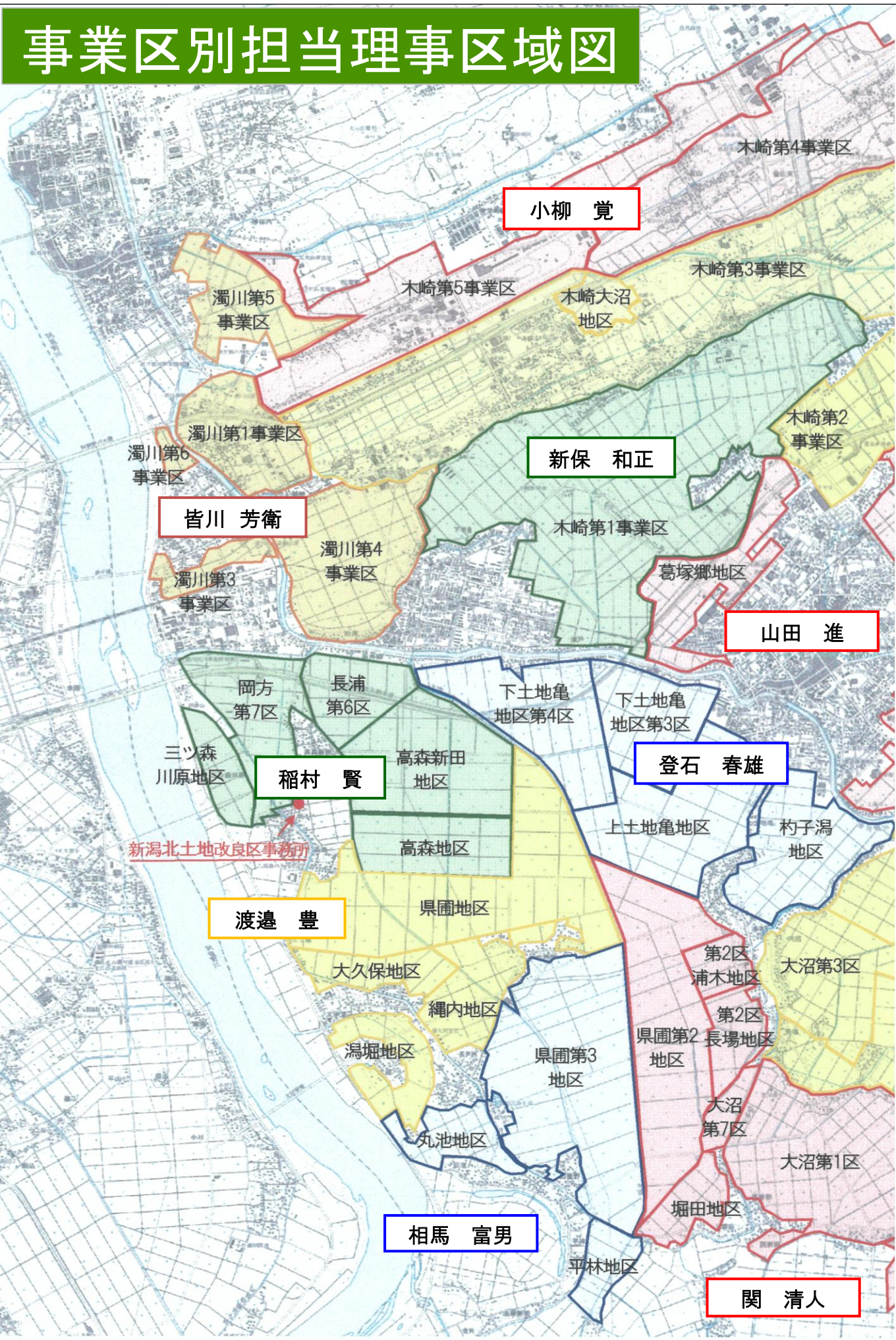
退 任 役 員 ～お疲れ様でした～

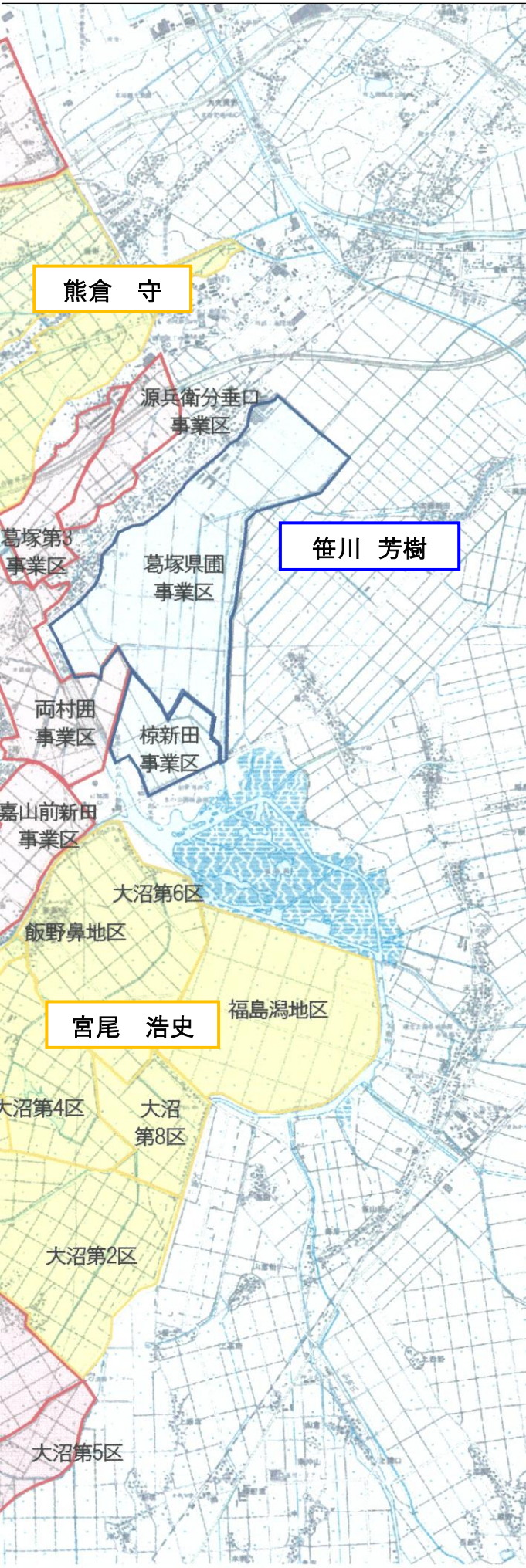
副 理 事 長	金 子 精 一	[第2被選挙区 太田]
理 事	中 川 喜 吉	[第3被選挙区 新崎]
理 事	平 井 正 廣	[第1被選挙区 内沼]
理 事	伊 藤 和 重	[第1被選挙区 岡新田]
総 括 監 事	曾 我 権 次	[第1被選挙区 浦木]



<令和4年4月1日就任・令和8年3月31日任期満了>

事業区別担当理事区域図





担当理事名	事業区名	田	畑
新保 和正	木崎第 1 地区	404.8	—
熊倉 守	木崎第 2 地区	112.9	—
	木崎第 3 地区	146.0	—
	木崎大沼地区	—	15.1
小柳 覚	木崎第 4 地区	53.9	—
	木崎第 5 地区	71.8	—
皆川 芳衛	濁川第 1 地区	21.4	12.8
	濁川第 3 地区	6.8	11.3
	濁川第 4 地区	108.7	19.8
	濁川第 5 地区	58.6	5.2
	濁川第 6 地区	1.5	4.2
笹川 芳樹	葛塚県圃地区	200.2	14.1
	棕新田地区	41.7	—
山田 進	源兵衛分垂口地区	20.7	—
	葛塚第 3 地区	30.1	4.6
	両村圃地区	70.0	4.7
	葛塚郷地区	49.4	2.7
	嘉山前新田地区	65.3	2.4
登石 春雄	杓子潟地区	84.5	4.4
	上土地亀地区	135.2	0.4
	下土地亀地区第 3 区	73.7	1.7
	下土地亀地区第 4 区	95.6	6.2
稲村 賢	長浦第 6 区	40.8	3.8
	高森地区	72.4	—
	高森新田地区	117.7	4.9
	岡方第 7 区	61.5	2.4
	三ッ森川原地区	28.5	1.8
渡邊 豊	潟堀地区	34.1	2.6
	縄内地区	53.7	5.4
	大久保地区	33.4	—
	県圃地区	219.8	2.7
相馬 富男	平林地区	25.5	0.5
	県圃第 3 地区	224.4	2.4
	丸池地区	36.3	—
関 清人	大沼第 1 区	179.4	11.4
	大沼第 5 区	38.4	0.6
	大沼第 7 区	14.5	0.1
	堀田地区	28.6	—
	県圃第 2 地区	180.1	1.4
	第 2 区長場	31.2	0.7
	第 2 区浦木	21.0	0.7
宮尾 浩史	大沼第 2 区	182.5	7.5
	大沼第 3 区	84.5	2.2
	大沼第 4 区	115.3	0.6
飯野鼻地区	飯野鼻地区	2.3	0.6
	〔加藤豊〕大沼第 6 区	145.3	2.4
	〔加藤豊〕大沼第 8 区	48.2	0.1
	〔加藤豊〕福島潟地区	170.2	

令和8年度 収入支出予算

事業年度／令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

一般会計

933,421,000円

収入科目	予 算 額	割合(%)	附 記
1. 土地改良事業収入	479,003,000	51.3	賦課金、決済金等
2. 附帯事業収入	25,738,000	2.8	他目的使用料・手数料等
3. 特定資産運用収入	1,420,000	0.1	預金利息等
4. 補助金等収入	180,888,000	19.4	事業補助金、助成金
5. 交付金収入	30,870,000	3.3	適正化事業交付金等
6. 業務受託料収入	17,139,000	1.8	濁川取水場操作受託料
7. 雑収入	1,216,000	0.1	過年度賦課金等
8. 特定資産取崩収入	85,770,000	9.2	積立金取崩収入
9. 固定資産売却収入	1,000	0.1	固定資産売却収入
10. 繰越金	111,376,000	11.9	前年度繰越金
収入合計	933,421,000		

支出科目	予 算 額	割合(%)	附 記
1. 土地改良事業費支出	521,108,000	55.8	維持管理費、事業費等
2. 附帯事業費支出	1,100,000	0.1	バルブ購入代金
3. 一般管理費支出	219,090,000	23.4	事務所費代金
4. 土地改良事業負担金支出	116,189,000	12.4	県営事業分担金等
5. 借入金返済支出	1,622,000	0.2	公庫資金等借入返済金
6. 支払利息	65,000	0.1	公庫資金等借入金の利息
7. 特定資産積立支出	73,694,000	7.8	各種積立資産へ
8. 雑支出	65,000	0.1	過年度支出
9. 予備費	488,000	0.1	予備費
支出合計	933,421,000		

各区別の長期借入金償還状況

区 分		R 8 賦課単価 (円)	年 度			
			R8	R9	R10	R11
大 沼 第 8 区 費	新農業水利システム事業	2,460				
木 崎 第 5 事 業 区 費	県営かん排事業	574				

令和8年度 賦課額一覧表

地区名	10a当り合計額 (円)		地区名	10a当り合計額 (円)	
	田	畑		田	畑
大 沼 第 1 区	12,864	530	岡 方 第 7 区	8,000	180
大 沼 第 2 区	10,864	130	三 ッ 森 川 原 地 区	16,742	866
大 沼 第 3 区	13,714	700	葛 塚 県 圃 事 業 区		
大 沼 第 4 区	17,064	1,370	第1工区	8,464	1,190
大 沼 第 5 区	12,834	524	第2工区	9,864	1,190
大 沼 第 6 区	12,334	1,110	棕 新 田 事 業 区	12,164	—
大 沼 第 7 区	12,314	900	源兵衛分垂口事業区	9,414	—
大 沼 第 8 区	16,744	—	葛 塚 第 3 事 業 区	11,540	2,046
飯 野 鼻 地 区	11,284	920	両 村 圃 事 業 区		
福 島 潟 地 区	9,726	9,726	東部用水	11,014	1,680
堀 田 地 区	11,920	—	〃 大沼郷	11,014	—
県 圃 第 2 地 区	13,486	402	六ヶ村用水	10,514	1,680
第 2 区 長 場 地 区	8,500	300	〃 乗通郷	9,114	—
第 2 区 浦 木 地 区	8,500	300	葛 塚 郷 地 区	8,532	756
杓 子 潟 地 区	12,780	1,156	嘉 山 前 新 田 事 業 区	12,624	1,962
浦木揚水機費	13,280	1,156	木 崎 第 1 事 業 区	12,384	—
第2灌漑費	13,380	—	木 崎 第 2 事 業 区	11,728	—
上 土 地 亀 地 区	10,660	732	放水路右岸地区	11,214	—
第2灌漑費	10,760	—	木 崎 第 3 事 業 区	11,894	—
下土地亀地区第3区	13,300	1,140	放水路右岸地区	11,380	—
下土地亀地区第4区	11,700	780	県営事業分担地区	14,380	—
長 浦 第 6 区	13,766	546	木 崎 第 4 事 業 区	9,800	—
平 林 地 区	9,000	400	木 崎 第 5 事 業 区	11,608	—
県 圃 第 3 地 区	11,506	390	木 崎 大 沼 事 業 区	—	5,100
丸 池 地 区	11,016	—	濁 川 第 1 事 業 費	8,664	450
潟 堀 地 区	11,454	1,546	濁 川 第 3 事 業 費	6,164	1,100
縄 内 地 区	10,000	600	濁 川 第 4 事 業 費	9,064	490
大 久 保 地 区	12,700	—	濁 川 第 5 事 業 費	6,764	220
県 圃 地 区	12,506	294	濁 川 第 6 事 業 費	6,164	200
高 森 地 区	10,980	—	大沼地区未区画整理地	8,314	—
高 森 新 田 地 区	11,566	106	岡方地区未区画整理地	5,916	—

令和8年度 転用決済金一覧表

地区名	10a当り合計額 (円)		地区名	10a当り合計額 (円)	
	田	畑		田	畑
大 沼 第 1 区	257,280	10,600	岡 方 第 7 区	160,000	3,600
大 沼 第 2 区	217,280	2,600	三 ッ 森 川 原 地 区	334,840	17,320
大 沼 第 3 区	274,280	14,000	葛塚県圃事業区 第1工区	156,530	18,700
大 沼 第 4 区	341,280	27,400	〃 第2工区	184,530	18,700
大 沼 第 5 区	256,680	10,480	棕 新 田 事 業 区	243,280	—
大 沼 第 6 区	246,680	22,200	源 兵 衛 分 垂 口 事 業 区	175,530	—
大 沼 第 7 区	246,280	18,000	葛 塚 第 3 事 業 区	218,050	35,820
大 沼 第 8 区	285,680	—	両 村 囲 事 業 区		
飯 野 鼻 地 区	225,680	18,400	東部用水	207,530	28,500
福 島 潟 地 区	194,520	194,520	〃 大沼郷	207,530	—
堀 田 地 区	224,400	—	六ヶ村用水	197,530	28,500
堀田排水機費	238,400	—	〃 乗通郷	169,530	—
県 圃 第 2 地 区	186,120	8,040	葛 塚 郷 地 区	170,640	15,120
パイプ灌漑費	269,720	—	嘉 山 前 新 田 事 業 区	239,730	34,140
第 2 区 長 場 地 区	170,000	6,000	木 崎 第 1 事 業 区	247,680	—
第 2 区 浦 木 地 区	170,000	6,000	木 崎 第 2 事 業 区	234,560	—
杓 子 潟 地 区	255,600	23,120	放水路右岸地区	224,280	—
浦木揚水機費	265,600	—	木 崎 第 3 事 業 区	237,880	—
第2灌漑地区	267,600	—	放水路右岸地区	227,600	—
上 土 地 亀 地 区	213,200	14,640	県営事業分担地区	230,600	—
第2灌漑地区	215,200		木 崎 第 4 事 業 区	196,000	—
下 土 地 亀 地 区 第 3 区	266,000	22,800	木 崎 第 5 事 業 区	220,760	—
下 土 地 亀 地 区 第 4 区	234,000	15,600	木 崎 大 沼 事 業 区	—	102,000
長 浦 第 6 区	275,320	10,920	濁 川 第 1 事 業 費	173,280	9,000
平 林 地 区	180,000	8,000	濁 川 第 3 事 業 費	123,280	22,000
県 圃 第 3 地 区	230,120	7,800	濁 川 第 4 事 業 費	181,280	9,800
工 事 外	155,800	7,800	濁 川 第 5 事 業 費	135,280	4,400
丸 池 地 区	220,320	—	濁 川 第 6 事 業 費	123,280	4,000
潟 堀 地 区	229,080	30,920	大沼地区未区画整理地	166,280	—
縄 内 地 区	200,000	12,000	岡方地区未区画整理地	118,320	—
大 久 保 地 区	254,000	—	★ 残存農地の受益者が将来過重負担とならないように、土地改良法に基づき転用される方より農地転用決済金として、維持管理費等負担金を一括納入して頂くための一覧表となります。		
県 圃 地 区	250,120	5,880			
高 森 地 区	219,600	—			
高 森 新 田 地 区	231,320	2,120			

令和8年度新規事業計画

・ 団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業

【負担割合：国 50%、県 25%、市 10%、地元 15%】

地区名	事業費	対象施設	整備内容
笠柳第2地区 笠柳機場区	40,000,000円	笠柳揚水機場	ポンプ設備分解整備

★他にも、引き続き実施を予定としています。

- ◎長浦岡方2-1地区 浦木揚水機場 電気設備更新・除塵機設備一式（R6年度申請）
- ◎長浦岡方2-2地区 堀田揚水機場 除塵機整備一式（令和6年度申請）
- ◎大沼第6地区・大沼第7地区 新鼻第2号揚水機場 ポンプ設備更新一式（令和6年度申請）

・ 県営農業農村整備事業調査設計（かんがい排水事業）

地区名	事業年度	事業年度	整備内容	負担割合
水管理施設工区 新潟北水管理施設地区	11,000,000円	令和7年	水管理システム再編 工事実施はR9年度	国100%
	600,000円	令和8年		県 50%、地元 50%

・ 耕作条件改善事業（新潟北第5地区）

事業期間：令和8年度

事業内容	事業費	整備内容	負担割合
（国名）大区画化等加速化支援事業（定額助成） 新潟北第5-1地区	7,142,000円	区画拡大 659a	国 50% 施行者 50%
（国名）水利施設等保全高度化事業（簡易整備型） （定率助成）新潟北第5-2地区	82,360,000円	用水路工 L=700m 排水路工 L=1,468m	国 50%、市 5%、 地元 45%

・ 土地改良施設 維持管理適正化事業

☆施設整備補修（実施施設）

【負担割合：国 30%、県 30%、地元 40%】

地区名	事業費	整備内容
水管理施設工区 大沼第2号揚水機場 大沼第6号揚水機場	6,000,000円 7,500,000円	水中ポンプ取替補修工事 水中ポンプ取替補修、配管取替工事

《拠出年5ヵ年（30%/5ヵ年）、実施年度10%》

☆防災減災機能等強化事業（実施施設）

【負担割合：国 50%、県 20%、地元 30%】

地区名	事業費	整備内容
葛塚第3事業区 第3事業区揚水機場	8,000,000円	電動機、逆止弁取替、インバーター盤追設工事
棕新田事業区 棕新田揚排水機場	3,500,000円	除塵機水平コンベア整備補修、真空ポンプ取替工事
放水路右岸排水区 切尾前排水機場 浦ノ入排水機場	3,000,000円 3,500,000円	水中ポンプ分解整備、配管補修工事

こんな時は届出を

★ 組合員資格に移動があった場合

- 組合員が亡くなられたとき
- 土地の売買、贈与、交換、相続等をしたとき
- 住所や組合員名を変更したとき
- 農業者年金受給のため経営移譲したとき
- 地目変更（農地転用等）をしたときは、組合員資格得喪通知書を提出してください。
- ※ 農業委員会への届出だけでは、土地改良区の台帳は変わりませんので必ず届け出てください。

★ 土地改良施設等を使用する場合

- 土地改良施設（農道、用排水路等）を農業以外で使用するときは、他目的使用等申請書及び同意書を提出してください。

★ 農地を転用する場合

- 農地を転用するとき（公共用地への転用等）は、農地転用通知書及び地区除外申請書を提出してください。

申請書や届出用紙は、土地改良区事務所のほか、ホームページからもダウンロードできます。

耕作者へ組合員資格の変更をお願いします

高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で土地改良区が施設の維持管理、更新等を行っていくためには、耕作者の意見が反映されるような事業運営が必要となります。そのため、当土地改良区では、耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませんので土地所有者と耕作者の間で話し合ってください、いずれかになるようご協力をお願いいたします。

小型乗用草刈機貸し出します

土地改良区では農用地及び農業用施設の維持管理のために防虫防除作業や草刈等を実施しております。

有料にて「小型乗用草刈機の貸出し」もおこなっております。

- 使用料（1時間）2,000円（消費税別）



職員紹介

当土地改良区に3名の新しい職員が加わりました。皆様のお役に立てるよう、精一杯努めて参りますので、宜しくお願いいたします。

中島 将志

平井 風香

齊藤 裕紀

工務課専門員 前田 博之さんは、本年3月31日付で退職されました。長きに渡り、ご尽力ありがとうございました。今後の益々のご活躍をお祈りしています。



ライン公式アカウントのご案内

揚水機場における臨時の運転状況をお知らせします。

大沼福島潟
ブロック



水管理施設工区
大沼第6, 8区
福島潟地区

長浦岡方
ブロック



県園第1, 2, 3
パイプ灌漑地区
三ツ森川原地区
第2灌漑地区
下土地亀第3, 4区
丸池地区
大久保地区

葛塚
ブロック



葛塚県園第1, 2工区
東部用水事業区
棕新田事業区
両村田事業区
嘉山前新田事業区
源兵衛分垂口事業区
六ヶ村用水事業区
葛塚郷事業区
葛塚第3事業区

木崎
ブロック



木崎1, 2, 3, 4, 5
事業区

濁川
ブロック



濁川第1, 4, 5, 6
事業区

用水管理のお願いについて

用水を効率よく利用しましょう！

管内の下流域では、慢性的な水不足に悩まされ、水路が枯渇するといった現象がたびたび発生します。田んぼへ水を取り入れる“水口”の操作だけではなく、“取水ゲート”の細かな管理をすることにより下流域の水不足は緩和されます。

朝＝開ける 夜＝閉める

適切な取水調整にご協力をお願いいたします。

不法投棄はやめましょう！

用水路・排水路・未耕作地などに毎年多くの家庭ごみが不法投棄されています。用水路では取水口を塞ぎ用水が止まるなどの悪影響まで出ています。

不法投棄が無くなるよう「見かけたら注意」や「集落での呼びかけ」をお願いします。

刑法の罰則には、「5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金または併科」と規程されています。



実際に不法投棄された状況

用水不足による補水ポンプ稼働の電気代、不法投棄されたゴミの処理代金、全てが管理費となり、賦課金の負担増へとつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎賦課金納入期限

第1期 令和8年 7月31日（金）

口座振替日 **7月27日（月）**

全ての金融機関

第2期 令和8年 10月30日（金）

口座振替日 **10月27日（火）**

全ての金融機関

☆便利な口座振替をご利用ください！

口座振替をご希望の方は、総務課までご連絡ください。

なお、口座振替日と納入期限は異なりますので、ご注意ください。

窓口で納入される方は、賦課金通知書をご持参のうえ当土地改良区事務所または下記の金融機関において納入いただけます。

◆ 農業協同組合

新潟市農協：全店
北新潟農協：全店

新潟かがやき農協：

ささかみ支店・あがの支店・京ヶ瀬支店
新津支店・亀田支店・横越支店

◆ 銀行等

第四北越銀行：全店
はばたき信用組合：豊栄支店

新発田信用金庫：全店

◆ ゆうちょ銀行

口座再振替の廃止について

当改良区では、経費削減の取り組みの一環として、**令和9年度から賦課金の再振替を行わない**ことといたしましたので、口座振替の前日までに残高の確認をお願いします。

また口座振替が出来なかった場合は、当土地改良区の窓口で納入いただくか指定口座へお振込み下さい。（振込手数料は自己負担となります）

ご注意ください

○賦課金の未納がある農地を売買すると、新しい組合員に未納賦課金の支払い義務が生じます。
（土地改良法第43条第1項 権利義務の継承）

○賦課金の納付は土地改良法に定められた組合員の義務にあたります。組合員負担の公平性を保つため、納入が滞っている方に対しては、土地改良法及び関係法令に基づき、預貯金・不動産財産等の差押さえによる強制徴収を実施する場合があります。

賦課金を滞納されている方は、速やかに納入されますようお願いいたします。